

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和元年9月6日

独立行政法人水資源機構
池田総合管理所長 足達 謙二

1. 目的

この歩掛参考見積募集要領は、早明浦ダム再生事業で予定している業務発注の積算の参考とするための作業歩掛等を募集するものです。

なお、この参考見積募集に対する応募は、業務発注の指名（若しくは競争参加資格）をお約束するものではありませんことをあらかじめご承知ください。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 当機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、吉野川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

- (1) 参考見積書は、作業項目毎に必要な技術者の人数を記載してご提出ください。

なお、参考見積書の様式は問いません。

- (2) 提出期間 令和元年9月6日（金）から令和元年9月20日（金）まで
ご持参いただく場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までの間に(3)の提出先にご提出ください。

- (3) 提出先

独立行政法人水資源機構池田総合管理所長 足達 謙二 宛

【担当】総務課 久次米（クジメ）

〒778-0040 徳島県三好市池田町西山谷尻 4235-1

TEL 0883-72-2050 FAX 0883-72-0727

- (4) 提出方法

書面は持参、郵送又はFAX（印影のあるものに限る）のいずれかの方法によりご提出ください。

4. 参考見積内容

- (1) 業務項目、業務内容

別添「見積仕様書」のとおりとします。

(2) 歩掛項目

別添「歩掛調査表」のとおりとします。

(3) 業務費の構成と歩掛見積徴取範囲

① 本歩掛見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（各編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。

② 歩掛参考見積範囲は基準書で定義されている直接人件費のうち、上記(1)「業務項目、業務内容」を実施する為に必要な技術者の人数を徴取します。

(4) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「平成 31 年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

5. 見積募集要領に対する質問

この見積募集要領に対して質問がある場合は、次のとおり、書面（様式は自由）によりご提出ください。

- (1) 提出期間：令和元年 9 月 6 日（金）から令和元年 9 月 12 日（木）まで
ご持参いただく場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前 9 時から午後 4 時まで
- (2) 提出場所：2 (3) に同じ。
- (3) 提出方法：2 (4) に同じ

6. 質問に対する回答

質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。

- (1) 閲覧期間：令和元年 9 月 13 日（金）から令和元年 9 月 20 日（金）まで
- (2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者のご負担とさせていただきます。

8. お問い合わせ

ご提出いただいた参考見積書の内容について、こちらよりお問い合わせをさせていただきます。

— 以 上 —

(別添)

見積仕様書

1. 業務目的

早明浦ダム再生事業に係る増設放流設備について、既存の予備設計・概略施工計画を元に工事に必要な施工計画を検討するとともに、仮設構造物および工事用道路等の詳細設計を実施するものです。

2. 業務内容

2-1 計画書の提出

業務計画書を作成し、機構職員に提出するものとします。

2-2 現地踏査

的確な業務の実施できるよう、ダム堤体内、増設減勢工予定地周辺の現地踏査を行い現場条件の把握を行うものとします。

2-3 基本的事項の整理

貸与資料および現地踏査結果を踏まえ、施工条件・設計条件をとりまとめ整理するものとします。

なお、基本的事項の検討に際しては、以下に留意するものとします。

1. 既設構造物の諸元・機能を確認し、増設放流設備の工事に関連する、周辺環境や工事の実施に支障となる状況等を確認するものとします。
2. 早明浦ダム管理所及び他機関公表データを用いて、早明浦ダム周辺の気象、水象を整理するとともに、改変区域並びに周辺地域の工事に関わる法規制を確認、整理するものとします。
3. 増設放流設備に関連する構造物の配置、設計条件、工事工程等について確認を行うものとします。
4. 既設構造物の状況を把握するものとし、別途機構が実施するエレベータ施設点検日に合わせ、施工により支障となるエレベータシャフト内のケーブル等について調査し、配線図を作成するものとします。

2-4 配置設計の修正

別業務にて実施される水理模型実験の成果（途中経過含む）を反映し、既存の配置計画の修正を行うものとします。

2-5 施工計画検討

既往の概略施工計画および2-3で整理した基本的事項より、施工条件（制約条件、施工順序、施工能力、各施設の施工計画、施工機械の干渉等の確認、施工設備仮設の規模等）を決定し施工計画案を作成するものとします。

1. 工程計画は、機構が予定しているダム本体工事発注時期に対応したものとします。
2. 施工に当たって必要となる施工設備、各工種も施工順序について整理するものとします。
3. 施工計画に用いる、建設機械の機種・規格、作業能力、設計・積算基準などは最新の基準類に基づくものとします。
4. 詳細な施工計画は次に示す工種ごとに整理作成するものとします。

工種	備考
堤体削孔	間詰めコンクリート含む
放流管	機械設備設計を踏まえた据付等の施工計画（調整含む）
主ゲート・制水ゲート	機械設備設計を踏まえた据付等の施工計画（調整含む）
増設減勢工	配合、打設方法、リフトスケジュール、温度応力解析含む
施工設備仮設	コンクリート製造設備、骨材貯蔵設備、濁水処理設備、電気設備仮設等
仮締切工（上流仮締切）	
仮締切工（下流仮締切）	
仮設備（仮設構台等）	施工に必要な作業鋼台・ヤード等

5. 施工計画検討に当たっては、当該工種と密接に関連する工種（堤体削孔と放流管据付・制水ゲート設置、減勢工コンクリート打設と主ゲート設置など近接するもの、「掘削～建設発生土受入地」など一体不可分なもの、同時期に施工するもの）の施工計画等を把握し、相互の計画に支障を来さないように十分留意するものとします。
6. 施工計画検討の結果、既往検討の施工方法や仮設備配置など、施工計画の抜本的見直しが必要と判断される場合は、機構職員と協議するものとします。

2-6 詳細設計（仮設構造物）

工事の施工に必要な仮締切設備（上下流）、仮設備（仮設構台等）の詳細設計（安定計算・構造計算、設計図作成）を行うものとします。

2-7 建設発生土受入地の詳細設計

建設発生土受入地の地形測量（約 5,800m²）および設計（土留擁壁（4箇所）、暗渠排水、表面排水等）を実施するものとします。

2-8 工事用道路の詳細設計

増設減勢工および 2-7 で設計する建設発生土受入地の施工計画を踏まえ、必要となる工事用道路の詳細設計（道路拡幅、待避所等）を実施するものとします。

2-9 C I Mモデル・パースの作成

今回の設計成果・施工計画を元に、既存のC I Mモデルの情報を修正するものとします。

また、事業のPR・地元説明等を目的としたパースを作成するものとします。なお、パースは施工段階ごとに作成するものとし、施工前、施工中、完成後のパースを作成（各段階で5枚）するものとします。

2-10 関係機関協議資料の作成等

関係機関協議のための資料を作成するものとします。

なお、詳細については機構職員と協議するものとします。

2-11 概算工事費の算出

施工計画に基づき、概算工事費を算定するものとします。

また、あわせて2-4, 2-5, 2-6, 2-7で考慮したコスト削減策およびコスト削減額をとりまとめるものとします。

2-12 数量計算

図面等に基づき、工事費の算出に必要な各工事の数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとします。

2-13 照査

詳細設計照査要領（平成 29 年 3 月：国土交通省）に基づき照査を行うものとします。

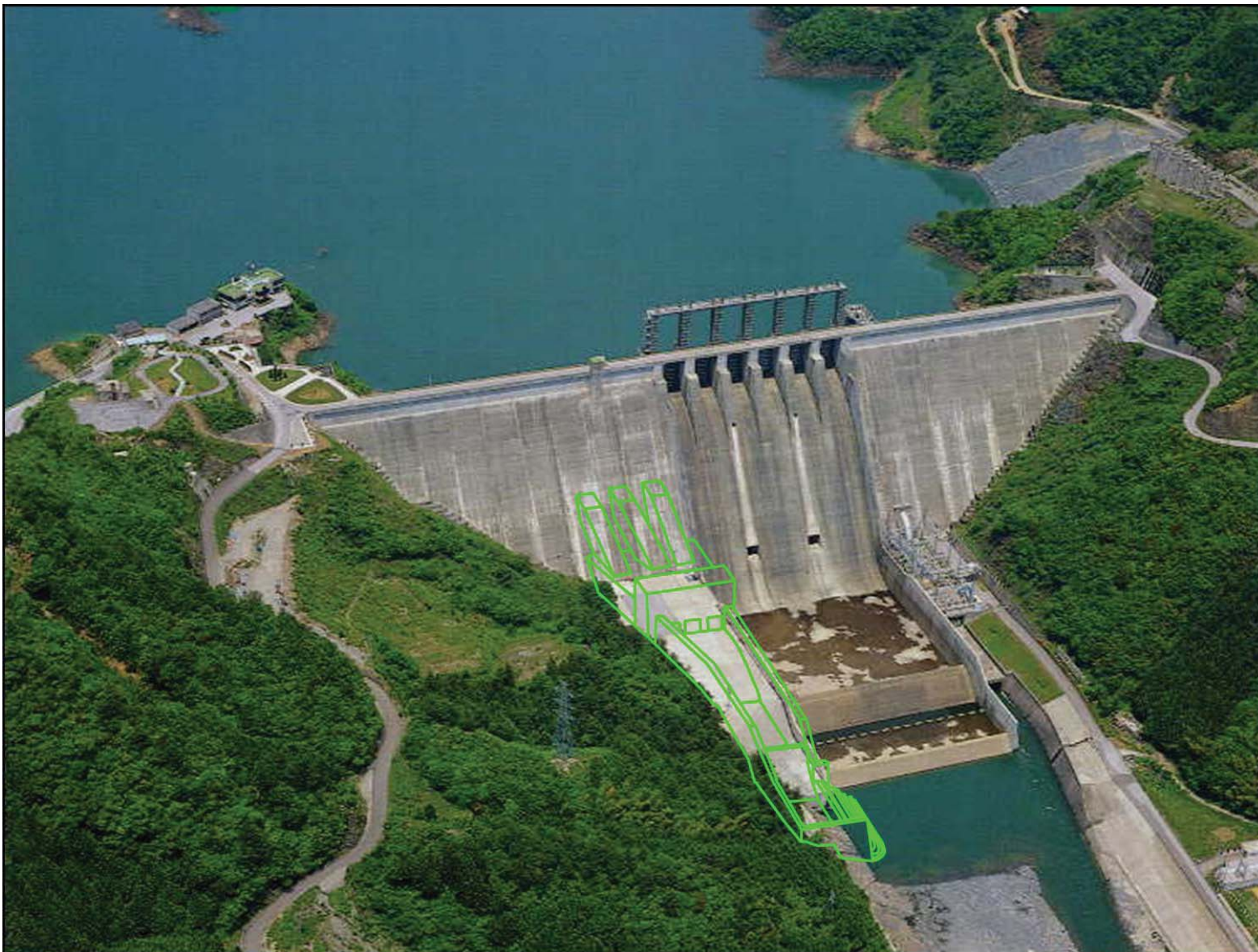
2-14 報告書作成

上記の各項目についてとりまとめ報告書を作成するものとします。また、報告書の概要版を作成し、報告書の冒頭に掲載するものとします。

以 上

【増設放流設備イメージ】

(検討中であるためイメージを提示しています。)



※ダムサイト右岸下流に建設発生土受入地を想定